

令和7年度

工事監査結果報告書

令和8年3月6日

静岡市監査委員
同
同
同

深 澤 俊 昭
白 鳥 三和子
堀 努
石 井 孝 治

目 次

第 1	監査の基準	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の着眼点	1
第 5	監査の主な実施内容	1
第 6	監査の実施場所及び日程	1
第 7	監査の結果	2
	土木工事	5
	建築工事	8
	設備工事	12
	総括意見	16

第1 監査の基準

この監査は、静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

第2 監査の種類

1 監査の名称

令和7年度工事監査

2 根拠法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項

第3 監査の対象

令和7年6月30日までに契約し施工中の建設工事のうち、監査委員が指定した3件の工事を対象とした。

なお、対象となった工事の名称、概要等については、各工事の監査結果と併せて記載した。

第4 監査の着眼点

対象となった工事に係る計画、設計、積算、施工等が合規性、正確性、安全性、経済性、効率性及び有効性の観点から適正に行われているか。

第5 監査の主な実施内容

対象となった工事の各工程において、必要な検討や手続が実施され、作成すべき書類が作成されているかについて、関係書類の調査及び関係人からの説明聴取を行うとともに、施工の状況について現場での調査を行った。

なお、実施に当たっては、公益社団法人大阪技術振興協会に工事技術調査を委託し、同協会に所属する3人の技術士¹による調査結果の報告を参考にした。

第6 監査の実施場所及び日程

工事技術調査の区分	実施場所	日程
予備調査	静岡市役所静岡庁舎本館3階 第1委員会室	令和7年10月29日
書類調査	静岡市役所静岡庁舎本館3階 第1委員会室	令和7年10月30日
現場調査	各工事現場	令和7年10月31日
技術士による調査結果報告	静岡市役所静岡庁舎本館3階 第1委員会室	令和7年10月31日

¹ 技術士…技術士法（昭和58年法律第25号）で規定する国家資格取得者で、科学技術に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務を行う者

第7 監査の結果等

(1) 監査の結果（地方自治法第199条第9項）

ア 監査基準第19条第2項又は第3項の規定に基づく記載

第1から第6までのとおり監査した限り、対象となった工事が重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

イ 監査基準第19条第4項の規定に基づく記載

監査した結果、指摘事項はなかった。

ウ 総括意見を付した。

(2) その他必要と認める事項（監査基準第19条第1項第8号）

1件の指導事項があった。

監査の結果の詳細及び総括意見については後述のとおりである。

なお、各工事の結果に記載した書類調査及び現場調査の所見は、技術士からの工事技術調査結果の報告を要約して記載したものである。

用語説明

1 指摘事項

合規性、正確性、安全性、経済性、効率性又は有効性の観点から是正又は改善が必要である事項として監査委員が指摘するもので、地方自治法及び監査基準の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するものである。

なお、経済性、効率性及び有効性の意味は次のとおりであり、これらを「3E」と総称する。

- ・経済性 (Economy)・・・より少ない費用で実施できないか。
- ・効率性 (Efficiency)・・・同じ費用で、より大きな効果は得られないか。
- ・有効性 (Effectiveness)・・・目的を達成し、効果を上げているか。

2 指導事項

上記「指摘事項」以外で、軽微な誤りと認められる事項等である。

3 総括意見

監査の結果に必然的に伴う、監査委員の意見である。

【参考】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） （抄）

（職務）

第 199 条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

3 略

4 監査委員は、毎会計年度少なくとも 1 回以上期日を定めて第 1 項の規定による監査をしなければならない。

第 5 項から第 8 項まで 略

9 監査委員は、第 98 条第 2 項の請求若しくは第 6 項の要求に係る事項についての監査又は第 1 項、第 2 項若しくは第 7 項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

第 10 項以降 略

静岡県監査基準（令和 2 年静岡県監査委員告示第 1 号） （抄）

（監査報告等の内容）

第 19 条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

第 1 号から第 6 号まで 略

（7）監査等の結果

（8）前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 前項第 7 号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

（1）財務監査 前項第 1 号から第 6 号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

（2）行政監査 前項第 1 号から第 6 号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

第3号から第8号まで 略

- 3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

第5項以降 略

注)本文中で引用している法令、例規等の名称や条文は、改正の時期によって、その改正内容が反映されていない場合があります。

土木工事

(1) 令和6年度 水道施整改償第1号 清水谷津浄水場場内配管及び着水井更新工事

ア 工事担当課 上下水道局水道部水道施設課

イ 工事の概要

工事場所	静岡市清水区八木間町、谷津町一丁目地内		
工事概要	鋳鉄管布設工 φ1100mm 19.8m 鋳鉄管布設工 φ800mm 34.9m 鋳鉄管布設工 φ600mm 65.6m 伸縮可とう管設置工 φ1100mm 1基 伸縮可とう管設置工 φ800mm 4基 伸縮可とう管設置工 φ600mm 4基 仕切弁設置工 φ1100mm 1基 仕切弁設置工 φ800mm 4基 仕切弁設置工 φ600mm 1基 着水井築造工(RC造)容量301m ³ 一式 着水井築造土工 350m ³ 弁室築造工 一式 弁室築造土工 130m ³ 既設分水井撤去工 一式 既設分水井撤去土工 320m ³ 原水流入弁室撤去工 一式 原水流入弁室撤去土工 50m ³		
契約金額	467,500,000円 (変更後金額 471,398,400円)	契約方法	総合評価一般競争入札 (施工能力I型)
工事期間	令和6年10月22日から令和8年2月13日まで		
進捗率	33.0% (令和7年10月末現在)	受注者	公南建設株式会社

ウ 書類調査の所見

(ア) 計画

静岡市では、「しずおか水ビジョン」の実現に向けて掲げた基本計画である「静岡市上下水道事業経営戦略」に基づき、取り組む施策及び事務事業を具体的に整理した「第5次静岡市上下水道事業中期経営計画」を策定している。

清水谷津浄水場は、興津川河口から約2km上流に位置し、承元寺取水口から送られた水を「急速ろ過方式」により浄水処理した後、大平山配水池に送水している。また、場内の監理室では、清水区内における水道施設の集中管理を行っている。

なお、本工事は、平成29年度から実施している施設の大規模な更新事業の

一つである。

(イ) 設計

本工事の設計は各種指針及び基準に基づいて適切に実施されていた。

(ウ) 積算

当該地区の使用水量や人口の推移を勘案し管径を選定設計しており、コスト縮減を図っていた。

物価資料に定められていない資材価格については、「静岡県建設資材等価格決定要領」及び「建設資材等の見積徴取に関する取扱い」に沿い、5者の見積りを徴取し異常値を排除した平均値を採用単価として決定しており、全国簡易水道協議会の「令和5年度水道事業実務必携」に準じ、積算は適正であった。

設計照査については、設計者及び検算者により実施しており、適正であった。

(エ) 施工

建設作業の実施届出書の提出をはじめ、必要な諸手続は、的確に実施され、関連書類は適正に整備・保管されていた。

施工体制台帳、現場代理人及び主任技術者の届出は適切に作成されていた。監督職員監理の品質管理など、書面及び現場から判断して特に問題は認められなかった。

施工計画書は、仕様書に基づき適切に作成されていた。施工計画を活用し、「段階確認立会」、「材料承認」など、監督員の検査チェックを施工状況に応じて適切な時期に予定していた。

なお、現場安全管理の体系図の「統括安全衛生責任者等」は、本工事においては「統括安全衛生責任者に準ずる者」と記載させることが望ましい。

エ 現場調査の所見

(ア) 工程管理について

施工計画書により実施工程表が提出され、整備されていた。

なお、出来高数値の小数点以下が「0」と記載されていたが、月末の出来高数値の算出根拠を小数点以下まで明確に示されることが望ましい。

(イ) 施工状況について

施工業者とツールボックスミーティング²を実施しており、適切であった。

掲示物については、公衆の見やすい場所掲示と工事関係者が見やすい場所掲示を混同しないように、適切に掲示されたい。



² ツールボックスミーティング…作業開始前にその日の作業内容や危険箇所の確認を行う打合せ。

本工事は請負金額1億8千万円以上の単独有期事業³であることから、労災保険関係成立票の保険関係成立年月日欄には、本工事の工期を記載すること。

建設業許可票の資格者証交付番号欄には、監理技術者資格者証の交付番号を記載すること。

(ウ) 安全管理について

施工計画書により安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図等が適正に整備されていた。

作業所での朝礼や職長ミーティング、KYT⁴（危険予知訓練）記録等の安全管理に対する書類は適正であった。また、作業員への安全管理は、ミーティングで周知徹底しているとのことであった。

オ 指摘事項等

監査した結果、指摘事項及び指導事項はなかった。

³ 単独有期事業…建設業等において事業の期間が予定されている事業のこと。

⁴ KYT…危険予知訓練の略語で、作業現場に潜む危険を事前に予測し、話し合いやイラストシート等を用いて危険感受性や安全意識を高め、労働災害を未然に防ぐための訓練のこと。

建築工事

(1) 令和7年度 観文歴第1号 史跡小島陣屋跡便益施設建築工事

ア 工事担当課 都市局建築部公共建築課

イ 工事の概要

工事場所	静岡市清水区小島町地内		
工事概要	建築面積：45.24 m ² 延床面積：33.54 m ² 構造規模：壁式鉄筋コンクリート造小屋組木造 平屋建 ・屋根：カラー溶融アルミ亜鉛合金めっき鋼板 一文字葺 ・外壁：外装薄塗材 E ・所要室：男子便所、女子便所、多機能便所、倉庫 上記に伴う電気工事一式		
契約金額	34,375,000円	契約方法	格付等級指定型制限付一般競争入札
工事期間	令和7年6月27日から令和8年3月23日まで		
進捗率	3.5% (令和7年10月末現在)	受注者	株式会社 Z E A X

ウ 書類調査の所見

(ア) 計画

当該事業は、「史跡小島陣屋跡整備基本計画」に基づき、史跡の保存と活用を両立させることを目的とするものである。また、見学者の利便性向上や史跡情報の発信機能、管理体制の充実を図り、地域の歴史文化資源としての価値を次世代へ継承することを目指すものである。

(イ) 設計

a 事前調査、事前協議、申請等

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の開発許可に関して、許可不要であることを確認した。また、当該敷地の用途地域及び施設規模から、建築確認申請は不要であることを確認した。

ハザードマップ上、土砂災害警戒区域内に位置することを確認した。また、当該敷地西側隣地は、土砂災害特別警戒区域内であることを確認した。

景観計画区域外ではあるものの、景観的に史跡隣接地であることから、周囲の景観・素材・色調との調和を考慮した施設デザインとしていた。

地盤調査については、基本設計段階に設計者によるスクリーウエイト貫入試験⁵を実施していた。また、過去にボーリング調査を実施していたことを

⁵ スクリーウエイト貫入試験…先端にスクリーポイントを取り付けたロッドを地中に貫入させ、所定の荷重および貫入に要する回転数から地盤の硬軟や支持力を評価する簡易地盤調査方法。

確認した。ただし、液状化の判定に関する資料は確認できなかった。

近隣対応については、工事着手に当たり、施工者により近隣挨拶を実施していた。

b 建築設計

構造種別に関して、基本設計段階では、木造として計画されていたが、静岡県建築基準条例（昭和48年静岡県条例第17号）第10条（以下「がけ条例」という。）において、崖の高さが2mを超える場合、木造では、崖の高さの2倍以上の離隔距離を確保することから、実施設計の段階で、離隔距離が不要となる鉄筋コンクリート造（小屋組を除く）に変更していた。

バリアフリー対応として、多機能便所が計画されていた。ただし、オストメイト設備の設置がない点については、公共施設として設置の必要性を検討されたい。

省エネ性能向上のため、LED照明器具、人感センサーによる照明及び換気の発停、小便器の自動洗浄センサー、自動水栓が採用されていた。

消火器設備の設置の要否について、建築確認申請が不要であることから、それに伴う消防同意も不要であるため、所轄の消防署との協議は実施していなかった。しかし、消防署長名により消防設備に関する強い指導の出る可能性もあることから、所轄の消防署との消防設備に関する協議は、実施すべきであると助言した。

床段差の解消、手すりの設置、多機能便所、滑りにくい床材の採用など利用者のためのバリアフリー対策をしていた。ただし、触知案内板等の点字表示板の設置がない点については、公共施設として設置の必要性を検討されたい。

c 構造設計

がけ条例に該当する高さ2mを超える玉石擁壁が西側隣地にあることから、当該施設の構造計算において、西側からの片土圧を考慮した構造計算となっていた。

d 電気設備設計

多機能便所内の警報に関して、発報時に外壁に設置されるランプが点灯するシステムであり、通信設備等による遠隔監視は計画していなかった。発報時のランプが何を意味するものなのかが、ランプを見た周囲の者に分かるように、掲示板を設置するなどの周知方法を検討されたい。

(ウ) 積算

積算は受注した設計事務所により実施されていた。静岡市単価のあるものについては、数量を算出して、RIBC⁶により静岡市で値入れしていた。静

⁶ RIBC…公共発注機関が発注する建築工事の積算を行うために必要な公共建築工事標準単価を算出し、その作成データを利用して内訳設計書を作成するための営繕積算システムのこと。現在使用しているアプリケーションは、RIBC2版。

岡市単価のないものについては、メーカーまたは業者による3者見積取得を原則としていた。

積算数量のチェックについては、設計担当者と設計検算者がチェックを行った後に係長級の職員がチェックを行うラインによるチェックと、ラインとは別の職員によるクロスチェックを行っていた。ヒューマンエラーを減らす良い取組であった。

(エ) 施工

a 施工管理

資格・登録について、工事施工者の建設業許可証、監理技術者、主任技術者の公的な資格は、資格者証、講習修了証を調査した結果、問題はなかった。

休工日は原則土日休みの週休2日制としていた。休工日として予定していた日に作業を実施する場合は、休日作業届を提出することになっていた。

b 品質管理

リサイクルの届出は、コブリス⁷への登録により進められていた。

c 工事監理

工事監理は、静岡市直営であり、常駐ではなく重点監理方式であった。

エ 現場調査の所見

(ア) 工程管理について

令和4年に構築した敷地内擁壁及び蛇籠⁸が、西側隣地の玉石擁壁⁹の滑動により押し出され、敷地内擁壁が折れ曲がり、敷地内擁壁上部に設置した蛇籠も崩れるという事案が令和7年8月に発生した。基礎構築のための根切り工事¹⁰により、敷地内擁壁への土圧が低下し、西側隣地側からの土圧に耐えられなかったことが原因と思われる。そのため、一旦、掘削土により埋め戻しを行い、折れ曲がった敷地内擁壁へ土圧を掛けて安定させる工事を実施していた。今後、西側隣地からの土圧を抑えるために、西側隣地の玉石擁壁と当該施設との間に、親杭横矢板¹¹による山留め工事¹²を実施する予定であった。これにより、当初の完了予定であった同年12月15日を、令和8年3月23日に変更することとなった。

なお、山留め工事は仮設工事ではなく、本工事として存置する予定であっ

⁷ コブリス…建設リサイクル法に基づき、建設工事における再資源化等の実施状況を電子的に管理するシステムのこと。

⁸ 蛇籠（じゃかこ）…金網の内部に碎石等を詰めたもので、斜面の補強等に使用される土木資材のこと。

⁹ 玉石擁壁（たまいしょうへき）…丸みのある自然石（玉石）を積み上げた擁壁のこと。

¹⁰ 根切り工事…建物の基礎を作るために地盤を掘削する工事のこと。

¹¹ 親杭横矢板…一定の間隔でH形鋼（親杭）を地盤に打ち込み、掘削しながらその杭の間に木の板（横矢板）をはめ込んだ土留め壁のこと。

¹² 山留め工事…地盤掘削時に周囲の地盤が崩れないように、支えとなる構造物を作る工事のこと。

た。

(イ) 施工状況について

現場視察時は、前述したとおり令和7年8月の事案の影響で、工事を中断していた。工事の状況としては、当該事案は床付け確認¹³した翌日に発生したもので、応急処置として、掘削土を埋め戻し、折れ曲がった敷地内擁壁へ土圧を掛けるための盛土工事が完了した状況であった。西側隣地の玉石擁壁は、擁壁上部が当該敷地側に押し出され、倒れてきているように見えた。小規模な地震や少量の降雨による土中水位の変化等によっても、西側隣地の玉石擁壁が倒壊する可能性があると考えられ、早急に敷地内の安全性を確保すべきであると助言した。

(ウ) 安全管理について

敷地内の安全性の観点から、前面道路から当該敷地内への侵入が容易にできないように、道路面とガードフェンス及びゲートとの隙間は極力無くすとともに、敷地内に危険性があることを掲示するなど、万一の状況に備え、市民への安全確保を図るべきであると助言した。



安全パトロールについては、月に1度、施工者を中心とした安全協議会による巡回を実施していた。これまでのところ、労災事故は発生していなかった。

オ 指摘事項等

監査した結果、指摘事項はなかったが、1件の指導事項があった。

¹³ 床付け確認…根切り工事の後、基礎の底面部分が設計図書に記載の支持力を満たしているかを確認する検査のこと。

設備工事

(1) 令和6年度 駿国維債第2号 (国) 150号新日本坂トンネルラジオ再放送設備更新工事

ア 工事担当課 建設局道路部駿河道路整備課

イ 工事の概要

工事場所	静岡市駿河区小坂外2、焼津市野秋地内		
工事概要	AMラジオ再放送装置 一式 拡声放送装置 一式 共用装置改造 一式 工事延長 3108m 新日本坂トンネル下り 2,206m 明かり部 147m 石部トンネル 755m		
契約金額	172,920,000円	契約方法	総合評価一般競争入札 (施工能力I型)
工事期間	令和6年12月20日から令和8年3月9日まで		
進捗率	60.0% (令和7年10月末現在)	受注者	NDS株式会社 静岡支店

ウ 書類調査の所見

(ア) 計画

当該事業は、国道150号新日本坂トンネルの設備更新計画に基づき計画的に実施されるものであり、トンネル内のラジオ再放送設備のうち下り線を更新する1期目の工事である。

工事期間については、工期計算書によって約15ヶ月間に設定されており、準備期間、機器製作期間や現場工事期間等を含め適切であった。

なお、2期目は上り線、3期目は電気室、土木施設監視センターの工事の実施が予定されている。

(イ) 設計

本工事の設計は関係法令及び各種基準に基づいて適切に実施されていた。

本設備の構成内容のうち、平成24年度に更新されているAM受信装置や平成28年度に更新されている漏洩同軸ケーブルを除いた範囲での設計となっており、更新対象が適切に整理されていた。

誘導線布設方式については、布設距離等を考慮して適切な形式で設計されていた。

施設の監視や緊急時の対応を実施する土木施設監視センター監視員から

の聞き取りが実施され、拡声放送装置運用に関する操作手順簡略化や、拡声放送の放送系統を上下線一括から上下線分割制御可能にするなどの要求事項が適切に盛り込まれていた。

更新対象工事を1期で実施した場合の総額が2億円を超えることから工事の分割が計画され、3期に分けて適切な工事内容で検討されていた。

(ウ) 積算

積算(歩掛を含む。)は、国土交通省監修の「国土交通省土木工事標準積算基準書」の電気通信編に準拠して実施されていた。積算単価は、一般的な器材は建設資材定期刊行物、単価のない特殊器材は単価調査結果による単価や見積単価が使用されていた。

見積採用単価は、次のように設定されていた。

- ・ AM再放送設備、拡声放送設備に関連する機器、特殊器材の見積を徴取
- ・ 3者以上の見積を徴取

積算は平成30年度中に設計会社により実施された数量計算書等を基にして、令和6年初旬に駿河道路整備課で実施されていた。

(エ) 施工

a 施工管理

着工時書類は速やかに受注者から市に提出されていた。

施工時に発注者、請負者間で交換が必要な書類一覧が静岡市ホームページから書式をダウンロードして利用できるよう準備されていた。

現場代理人・監理技術者の公的な資格は、資格者証、講習修了証を照査した結果、適切であった。

施工体制台帳は適宜適切に作成し保管されていた。

施工計画書、各種工事施工計画書等は、公的な仕様書に準拠して適切に作成されていた。また、熱中症対策や地震発生時の対応についても適切に記載されていた。

当該トンネルにおいて並行して実施されているトンネル換気設備工事施工業者とも、適宜適切に連絡調整が実施されていた。

エコケーブルを使用するなどの環境配慮も適切に実施されていた。

受発注者間の情報共有は、静岡市で導入している「工事情報共有システム(電納ASPer)」を用いて適宜適切に実施されている。

電気通信事業法関連の東海総合通信局等官公庁への申請は必要資料を作成の上、適切に実施されていた。

施工や道路規制実施に関し、住民や道路通行者等に事前周知されており、実際の道路規制実施時には特に混乱は生じていなかった。

特記仕様書に記載されている「建設工事の担い手確保・育成事業」に関する対応(週休2日工事、快適トイレ設置等)は適切に対応されていた。

現場における環境対策として、「アンカーボルト穴開け施工時環境対策

技術」が採用されている。これはトンネル内コンクリート壁面へのアンカーボルト用穴開けの際、噴出する粉じんを吸引して作業性と環境性を向上させる方法であり、施工における作業改善等に意欲的であることがうかがえる。

施工管理については全体的に問題となるところはなく、交通量の非常に多いトンネル内での施工実施に向け必要十分な対応がなされていた。

b 品質管理

品質管理は施工計画書に基づき、施工記録写真の作成等によって適切に行われていた。

材料確認検査、アンカーボルト引抜検査、機器設置状況検査等が監督員立会いの下で適宜適切な時期に実施されており、帳票や写真も適切に管理され、保管されていた。

納品後の機材は焼津換気所内の保管場所にて整然と保管されており、保管されている機材の内容、種別等も適切に明示されていた。

機器・材料受入れ時、施工時、検査時、安全教育実施時等の写真が数多く適宜適切に撮影されており、写真データ管理ソフトによって適切に管理されていた。本管理ソフトの機能により施工段階、施工日別に写真がすぐを選択できるようにして、効率良く写真管理されていた。

エ 現場調査の所見

(ア) 工程管理について

進捗管理資料については、「工事情報共有システム（電納ASP e r）」を用いて受発注者間で定期的に共有されていた。

工程管理について全体的に問題となるところはなく、工事も予定どおり進捗していた。

(イ) 施工状況について

工事看板等は現場に適切に掲示されていることを確認した。

今後予定されている産業廃棄物処理搬出については、焼津側中央分離帯に産業廃棄物用コンテナが設置され、適切に管理されていることを確認した。

AM再放送架の設置場所と更新対象の拡声放送架に工事中表示が設置され、設置場所が準備されていることを確認した。また、AM再放送を休止しているため、坑口の放送局表示看板にカバーが掛けられ工事中であることが明示されていることを確認した。



施工状況について全体的に問題となるところはなく、現時点では良好であった。

(ウ) 安全管理について

施工現場においては作業開始前にKY活動¹⁴などの安全活動が実施され、当日の施工内容とその際の危険予知、特に高所作業やドリル作業での注意事項が共有されていた。また、KY活動の書類が毎日作成され、適宜適切に保管されていた。

高所作業車上の作業員がステージと天井の間に挟まれることのないよう、注意喚起設備が利用されていた。

請負者の安全部門との安全会議が月1回実施され、安全に関する対応が定期的に実施されていた。

トンネル内作業は道路交通への影響が少ない夜間作業で実施されていた。

トンネル内施工のための片側通行規制に関する道路使用許可については、適宜警察署に申請され、受理されていた。

安全管理について全体的に問題となるところはなく、現時点では良好に実施され、無事故で推移していた。

オ 指摘事項等

監査した結果、指摘事項及び指導事項はなかった。

¹⁴ KY（KY活動）…危険予知活動の略語で、工事現場や職場に潜む危険を洗い出し、万一の事故が起こらないように対策を考え、それを実践していくプロセスを指す。一般的には、業務を始める前に小グループで潜在的な危険について話し合い、危険のポイントについて合意し、対策を決めてその日の行動目標を設定する。事故を未然に防ぐために、事業者や従業員が協力して実施する活動のこと。

総括意見

令和7年度の工事監査の結果は、軽微な誤りと認められる指導事項はあったものの指摘事項はなく、おおむね良好な結果であったといえる。

今回技術調査を担当した技術士からは、土木工事において、施工作业ごとに職場における危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく対策を実施するリスクアセスメントの取組を地元建設会社が導入している点や、設備工事において、施工における環境対策技術を採用し、意欲的に作業改善等に取り組んでいる点などが良い事例として挙げられていた。また、積算については、本市では積算におけるチェック体制の強化として、従来のラインによるダブルチェックに加え、専門部署等によるクロスチェックを行うことで、組織的なチェック体制の構築を進めていることが評価されていたが、一たび違算が発生すると事業の遅延が生じ、市政運営の信頼が損なわれるリスクがあるため、引き続き正確な積算事務に取り組まれない。

一方で、史跡小島陣屋跡便益施設建築工事においては、西側隣地の玉石擁壁の変形に関して、盛土工事等の事後措置が講じられている中で、当該敷地内への侵入防止策が不十分であり、万一の状況に備え、市民への安全確保を図るべきとの所見が担当技術士からも示されている。工事の施工に当たっては、施工前に現場に内在するリスクに応じて必要な調査等を実施し、事故発生防止のための技術的措置や周辺住民等に対する安全対策を適切に講じるなど、総合的な安全対策が確実に実施されることを望むものである。

最後に、担当技術士の意見の概要を次のとおり付記するので、今後の参考とされたい。

(1) 土木工事担当技術士

工事監督職員が良く管理しており、適正な管理状態であった。今後、作業員が増加することが予想されるが、施工場所が清水谷津浄水場内であることを鑑み、事前に作業員の「保菌検査」を徹底指導していただきたい。また、近年、水道水のPFASが新聞報道等で注目されているため、測定データを上下水道局内で共有認識されることが望ましい。

全国的に建設労働者不足が懸念されているが、若手現場技術者が配置されている場合には、若手人材育成の観点から、「担当技術者」としてコリンズに登録されるよう施工業者への啓発をお願いしたい。

施工業者において、施工作业フローごとに「リスクアセスメント」を作成し作業員に周知していた。これは、大手建設会社でもなかなか実施されていないことであり、今回、地元建設会社で実施されていたことには目を見張るものがあった。今後、他の建設会社へも普及させていただきたい。

(2) 建築工事担当技術士

当該施設は、建築確認申請が不要であることから、それに伴う消防同意も不要であるため、所轄の消防署との協議は実施していない点が懸念される。また、バリアフリー法に関して対象外の施設であるものの、見学者の安全と利便性を重視し、バリアフリー法に適合した設計としている一部の設備において、法定項目を自主的に点検・確認した記録が乏しいことから、結果として公共施設としての整備水準の確認が不十分であると考えられる。

当該敷地は土砂災害警戒区域内に位置し、西側隣地は土砂災害特別警戒区域に該当する。同隣地には、設置年代不明で高さ2mを超える玉石擁壁があり、建築確認申請を要する建築物であれば、敷地の安全確保の観点から、たとえ隣地擁壁であっても構造安定性の確認が求められるところであるが、当該施設は建築確認申請が不要であることから、その安全性について十分な確認がなされていない。特に当該擁壁の基礎部は敷地内に一部食い込んでいる可能性があることから、西側隣地擁壁背面の土質調査や地下水水位確認などの土圧・水圧等による倒壊リスクを踏まえた調査・検討が必要であると考えられる。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第1条に示されるとおり、本法は「建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする」ものである。公共施設を所管する立場として、その法の趣旨に立ち返り、安全性・法適合性・公共性の確保に一層の留意をもって業務に当たられたい。

（3）設備工事担当技術士

トンネル内での施工は順調に推移しており、12月には完了するとのことである。しかし夜間片側通行止めを実施しての工事であり、今後は気温も下がって作業環境が悪くなるため、工事最終まで気を抜かず安全管理を継続するよう請負者を今後も継続的に指導・監督することが必要である。

請負者が作成、提出する完成図書の完成図は、現場状況を正確に反映した図面となるよう、配管配線の敷設位置情報等を正確に図面上に記載しておくことが必要である。特にトンネル内部は通常容易に調査に入ることができない場所であるため、工事完了後の施設管理者が必要な情報を図面から容易に得ることができるよう、前もって請負者を指導しておく必要がある。これにより、維持管理に必要な情報が正確に把握できるとともに、将来の改造工事等実施に関して必要十分な情報を設計者、工事請負者に提供することができる。

1期で施工実施が困難な本設備更新に関する2期・3期工事が令和8年から9年度にかけて実施されるが、1期工事で得られた知見等を基にして、

確実かつ安全に実施され、トンネル防災設備の一環としての本設備を速やかに更新復旧されることを希望する。

新日本坂トンネルは日交通量も非常に多く、防災等級として最上級の「AA級」であり、設置される防災設備は非常に多岐に渡る。これら設備が正常稼働するように保全していくことに加え、老朽化対策として順次適切に更新していく必要があり、予算面の確保に加え、対応する職員の人的資源確保にも努めていく必要がある。

今後市北部で計画されている県道トンネル（約 4.7km）にも同等の設備が設置され、維持管理対応が必要であることを考慮し、前もって準備していく必要がある。

令和7年度 工事監査指摘事項等件数一覧

(単位：件)

工事の種別及び名称		指摘事項	指導事項	合計
土木 工事	令和6年度 水道施整改債第1号 清水谷津浄水場場内配管及び着水井更新 工事	0	0	0
建築 工事	令和7年度 観文歴第1号 史跡小島陣屋跡便益施設建築工事	0	1	1
設備 工事	令和6年度 駿国維債第2号 (国)150号新日本坂トンネルラジオ再 放送設備更新工事	0	0	0
合 計		0	1	1